

命の森を豊かにする。安心して暮らせるまちづくり分科会提言シート(8)
～ 男女協働参画社会 ～

【目標】

すべての市民が性別によらず、等しく尊重され、家庭や社会で活動しているまち

【指標】

市役所における職員の男女比と管理職への登用者の男女比
箕面市付属機関（委員会、審議会等）の女性委員の比率

【現状と課題】

男女が社会の対等な構成員として自ら望むことに参画でき、共に意思決定にかかわり、それぞれの持てる能力と個性を発揮し、喜びと責任を分かち合う事が出来る男女共同参画社会の実現を目指し、箕面市では「箕面市男女協働参画推進条例」の制定が計画されています。

多くの欧米社会に比べて未だ遅れている女性の社会参加の改善により、社会全体の活性化が促されると広く指摘されていますが、箕面市では市議会（33.3%）や行政委員会（16.2%）の女性委員の比率は大阪府平均を上回るものの、女性の社会参画は必ずしも進んでいません。市役所の女性登用率も管理職は5.2%、管理監督職で14.1%に留まっています（平成19年4月現在）。また箕面市の女性就業者数の増加は「家事のほか仕事」タイプによるものであり（H17年国勢調査）、未だ兼業型に留まっています。

箕面市は未だ埋もれている女性の潜在力発揮のための条件を整備する事で、女性の社会進出を促進し、能力形成をさらに進めることが出来れば、経済のみならず、社会全体の活性化を促進し、いきいき暮らす市民が多い箕面をつくる事に結び付きます。

そのため「箕面市男女協働参画推進条例」の制定し、社会に定着するための工夫を続けることにより、その意義が理解され、社会通念や習慣・しきたりなどで男女を差別する事のない社会を作ります。市役所は引き続きロールモデルとしての認識を強め、真に活力のある社会の先導役を担います。併せて社会で広く子育てと就業を両立させるため必要な、保育所の数や保育時間の充実などの環境を幅広く整備します。

【取組】

市民がいきいき暮らす箕面の実現のために、男女協働参画を実現し、男女夫々が持てる能力と個性を発揮できるまちをつくります。

1．市民等がとりくむこと

社会のあらゆる分野で、社会通念や習慣・しきたりなどによる男女の差別をなくし、等しく活動の機会を確保し、能力を発揮できるように努めます。

2．行政がとりくむこと

「箕面市男女協働参画推進条例」の制定のために必要な手続きを積極的に進めます。

男女共同参画のロールモデルを担います。

保育所の充実など男女協働参画を社会に定着させるため実効性のある施策を、自らおよび市民等と協力して幅広く展開します。